

第2章 公売参加申込および公売保証金の納付について

入札に先立って、公売参加申込を行ってください。公売参加申込には、公売参加者など情報の入力、公売保証金の納付および必要に応じて委任状などの書類提出が必要です。公売参加申込が完了したログイン ID でのみ入札できます。

1. 公売参加申込について

公売参加者などは、公売公告により定められた公売参加申込期間内に、入札しようとする売却区分を指定のうえ、公売システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名（法人の場合は、商業登記簿などに登記されている所在地、名称、代表者氏名）および電話番号を公売参加者情報として登録してください。

- 法人が公売に参加する場合は、法人代表者名でログイン ID を取得したうえで、法人代表者が公売参加者の手続きを行ってください。なお、法人代表者以外の方に公売参加の手続きをさせる場合は、その方を代理人とする必要があります。
- 代理人に公売参加の手続きをさせる場合は、代理人のログイン ID により、代理人が公売参加の手続きを行ってください。代理人は、公売システムの画面上で、代理人による手続きの欄の「する」を選択してください。また、公売参加者は、委任状および公売参加者の住所証明書（公売参加者が法人の場合は商業登記簿謄本などを入札開始 2 開庁日前までに公売担当部署に提出することが必要です。原則として、入札開始 2 開庁日前までに公売担当部署が提出を確認できない場合、入札をすることができません。公売参加者以外の方から委任状が提出された場合も、入札をすることができません。
- 共同入札する場合は、代表者のログイン ID により、代表者が公売参加の手続きを行ってください。代表者は、公売システムの画面上で、共同入札欄の「する」を選択してください。また、「共同入札代表者の届出書兼持分内訳書」、代表者以外の方全員から代表者に対する委任状、共同入札者全員の住所証明書、（共同入札者が法人の場合は商業登記簿謄本など）を入札開始 2 開庁日前までに公売担当部署に提出することが必要です。原則として、入札開始 2 開庁日前までに公売担当部署が提出を確認できない場合、入札をすることができません。
- 公売財産が農地である場合は、農業委員会などが発行する買受適格証明書を入札開始 2 開庁日前までに仙北市に提出することが必要です。原則として、入札開始 2 開庁日前までに公売担当部署が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

2. 陳述書等について（不動産の参加申込の場合）

- (1) 不動産の入札等をしようとする者は国税徴収法第 99 条の 2 の規定に基づき、次のいずれにも該当しない旨の陳述書を入札開始 2 開庁日前までに公売担当部署に提出することが必要です。ただし、自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合には、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出すること

が必要です。陳述書の様式は、仙北市のホームページからダウンロードすることができます。入札等をする者が個人の場合、法人の場合の2種類がありますので、入札等をする者に該当する様式を提出してください。原則として入札開始2開庁日前までに公売担当部署が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

ア. 入札等をする者（その者が法人である場合にはその役員）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号（定義）に規定する暴力団員をいう。）または暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という）であること。

イ. 自己の計算において入札等をさせようとする者（その者が法人である場合にはその役員）が暴力団員等であること。

- (2) 入札等をする者または自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合には、法人の役員に関する事項および法人の役員あることを証する書類（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。原則として入札開始2開庁日前までに公売担当部署が提出を確認できない場合、入札をすることができません。
- (3) 買受申込者または自己の計算において買受申込をさせようとする者が指定許認可等を受けて事業を行っている場合には、指定許認可を受けていることを証する書類の写しを提出する必要があります。原則として入札開始2開庁日前までに公売担当部署が提出を確認できない場合、入札をすることができません。
- (4) 公売不動産の最高価申込者等について、国税徴収法第106条の2に基づく調査の嘱託を行います。

3. 公売保証金の納付について

(1) 公売保証金とは

国税徴収法により定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。公売保証金は、仙北市が売却区分ごとに見積価額（最低入札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

(2) 公売保証金の納付方法

公売保証金の納付は売却区分ごとにする必要があります。公売保証金は仙北市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は下記の「アのみ」、「イのみ」、「アまたはイ」の3通りです。売却区分ごとに、公売システムの公売物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

ア. クレジットカードによる納付

公売システムの公売物件詳細画面より公売参加申込を行い、クレジットカードで納付するための所定の手続きに従ってください。クレジットカードにより公売保証金を納付する公売参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる公売保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービスに委託することを承諾します。公売参加者などは、インターネット公売が終了し、公売保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り

消せないことに同意するものとします。

また、公売参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が公売保証金取扱事務に必要な範囲で、公売参加者などの個人情報や SB ペイメントサービスに開示することに同意するものとします。

○VISA、マスターカード、JCB、ダイナース、アメリカン・エクスプレスカードのマークがついていないクレジットカードなど、一部ご利用いただけないカードがあります。

○法人で公売に参加する場合、法人代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

○代理人に公売参加の手続きをさせる場合、代理人名義のクレジットカードをご使用ください。

イ. 銀行振込などによる納付

銀行振込などで公売保証金を納付する場合は、公売システムの公売物件詳細画面より公売参加仮申込を行ったあと、仙北市ホームページから「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」をダウンロードし、必要事項を記入、捺印のうえ、公売担当部署に書留郵便にて送付してください。公売担当部署が書類を確認後、公売参加仮申込を行った公売参加者などに対し、公売参加者などが「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」に記入したメールアドレスに送信する電子メールにて公売保証金の納付方法をご案内します。当該電子メールの案内に従って、銀行口座への振込、現金書留（50万円以下の場合のみ）による送付、郵便為替による納付または直接持参にて公売保証金を納付してください。

○銀行口座への振込により公売保証金を納付する場合は、公売担当部署が納付を確認できるまで3開庁日程度の期間を要することがあります。

○原則として、入札開始2開庁日前までに公売担当部署が公売保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

○銀行振出しの小切手により公売保証金を納付する場合は、公売担当部署に直接持参してください。なお、銀行振出しの小切手は振出日から起算して8日を経過していないものに限り、郵送による納付はできません。

○郵便為替により公売保証金を納付する場合は、郵便為替証書は、発行日から起算して175日を経過していないものに限り、郵送による納付はできません。

○銀行振込の際の振込手数料や現金書留の郵送料などは公売参加者などの負担となります。

○代理人に公売参加の手続きをさせる場合、代理人は「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」に公売参加者の住所、氏名ならびに代理人であることを明記したうえで、代理人名で公売保証金を納付してください。

○共同入札する場合は、仮申込を行った代表者名で公売保証金を納付する必要があります。

○「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」に記入する振込先金融機関は、日本国内に本店を置く金融機関の口座に限り、海外の金融機関の口座は利用できません。

4. 公売保証金の買受代金への充当

公売参加者などは、買受人などとなり買受代金から公売保証金を差し引いた金額を納付した場合、公売保証金を買受代金に充当することに同意するものとします。

5. 公売保証金の没収

公売参加者などが納付した公売保証金は、以下の場合に没収し、返還しません。

- (1) 最高価申込者または次順位買受申込者となり売却決定されたが、納付期限までに買受代金を納付しない場合。
- (2) 公売参加者などが、国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当する場合。